

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険料の収納管理及び滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は介護保険料の収納管理及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険料の収納管理及び滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び秘密保持などに関する事項を契約に含めることで万全を期している。
------	--

評価実施機関名

福島県桑折町長

公表日

平成28年10月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険料の収納管理及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、介護保険料の収納情報、滞納整理情報の管理、消し込み、滞納整理、過誤納の処理等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 ①収納管理及び還付処理に係る事務 ②滞納者の実態調査に係る事務 ③滞納者への督促、催告等の滞納処分に係る事務
③システムの名称	①収納管理システム、②滞納管理システム、③宛名システム、④中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

①収納情報ファイル、②滞納管理情報ファイル、③団体内統合宛名番号ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法 第9条第1項及び別表第一第16項、68項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報の照会 番号法 第19条第7号及び別表第二第27項、94項 ○情報の提供 番号法 第19条第7号及び別表第二のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報各項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長	課長 八巻靖之

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 桑折町(総務課) 伊達郡桑折町字東大隅18番地 Tel.024-582-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 桑折町(税務住民課) 伊達郡桑折町字東大隅18番地 Tel.024-582-2114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

